

岐阜市上下水道事業部少額随意契約の公表に関する要綱

平成24年3月30日決裁

平成31年3月29日決裁

令和2年12月28日決裁

令和3年3月29日決裁

令和6年8月29日決裁

令和7年8月 5日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合で、契約の透明性を高めることを目的として、見積合わせの結果を公表する場合における事務手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 公表の対象となる契約は、設計金額が100万円以下の修繕及び設計金額が200万円以下の軽易な工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業名称
- (2) 施工場所
- (3) 契約の相手方の商号又は名称
- (4) 契約の相手方以外の見積書を徴取した業者の商号又は名称
- (5) 契約金額
- (6) 契約日
- (7) 契約の相手方以外の見積書を徴取した業者の見積金額
- (8) 契約案件の担当課等の名称

(公表の方法)

第4条 前条第8号の担当課等の長は、四半期ごとに、同条に定める内容を上下水道事業政策課長に報告しなければならない。

2 上下水道事業政策課長は、前項の規定により報告された内容を次に掲げる方法を併用して公表を行うものとする。

- (1) 上下水道事業政策課において、閲覧に供する方法
- (2) 岐阜市ホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法

(公表期間)

第5条 公表の期間は、公表した日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の岐阜市上下水道事業部少額随意契約の公表の試行に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約から適用し、施行日前に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月5日から施行する。